受益者負担の適正化指針

２０２６（令和８）年１０月

松戸市
財務部財政課

目　　次

１　策定の背景と趣旨、目的……　１

２　本指針の適用範囲……　４

３　本指針の基本的な考え方　……　６

４　受益者負担金の決定手順……　１０

５　受益者負担割合の設定……　１１

６　その他……　１６

1　指針策定の背景と趣旨、目的

近年、人件費や物価の高騰に加え、公共施設の老朽化が進展していることから、施設の維持管理や更新、安定的な行政サービスの提供に必要となる財政負担は増加しており､今後も本市財政に大きな影響を与えることが見込まれます。また、全小中学校体育館への空調設備の設置や大型施設の開設なども計画されていることから、公共施設の再編と併せ、限られた財源をより効果的かつ持続的に活用していくことがこれまで以上に重要となっています。

こうした中、行政サービスの提供に要する費用を適切に把握するとともに、当該サービスの市場性及び公的関与の必要性、利用者負担と公費負担のバランスの観点から、受益者負担のあり方を改めて検証し、社会経済情勢や利用実態に応じた適正な水準を設定していくことが必要となっています。

本市では、平成８年９月に松戸市行政リストラ実施本部において策定された「補助金交付等に関する見直し指針」における受益者負担適正化の考え方に基づき、使用料・手数料を設定してきたところです。しかしながら、同指針の策定から約３０年が経過しているにもかかわらず、使用料・手数料の多くが策定当時の水準に据え置かれており、社会経済情勢の変化や施設の維持管理に要する費用の増加等を踏まえた見直しが十分に行われていない状況にあります。

このため、過去の慣例を踏襲した料金設定となり、現在の経済情勢や利用実態と乖離が生じていることや、行政サービスの提供に要する費用に対して一般財源による負担割合が大きくなり、サービスを利用しない市民との間で負担の公平性に課題が生じていることなど、受益者負担の原則に照らした課題が指摘されています。

使用料及び手数料は、施設の利用や特定の者に対する役務の提供など、行政サービスによって生じる受益に応じて､受益者に一定の負担を求めるものです。そのため、利用者がサービスから得られる利益の程度を超えて過度な負担を負うことや、当該サービスを利用しない市民が過度に負担することは、行政サービスの提供における公平性を損なうことにつながります。

このことから、施設・設備の設置、更新及び維持管理等、行政サービスの提供に要する費用を可能な限り明確にするとともに、サービスの性質や公的関与の必要性等を踏まえ、統一的な基準に基づき、受益者負担割合及び受益者負担

額を設定する必要があります。

これにより、施設利用者等の受益者が負担する費用について透明性を高めるとともに、適切な情報公開を通じて、受益者及び市民（以下「受益者等」という。）の理解を得ることが重要です。

また、受益者負担の適正化に当たっては、単に利用者等に負担を求めるのではなく、行政サービスの提供に要する費用そのものを適正化する視点も必要です。適正な職員配置やアウトソーシングの検討、事務事業の見直し等を通じて、サービス提供に要する費用の縮減にも取り組むこととします。

一方、平成８年９月の指針では、「国や県において受益者負担金の考え方等に一定の基準が確立されており、当該指針の適用になじまない事業」として、①上下水道料、②河川敷・道路等の占用料金、③林間学校使用料、④市立幼稚園保育料、⑤市立高等学校の授業料、⑥小中学校の給食費が例示されているほか、本市においては、受益者による実費相当額の負担という考え方ではなく、政策目的を踏まえて負担額を設定している事業も存在しています。

例えば、❶子ども医療費、❷放課後児童クラブ利用料、❸廃棄物処理手数料、❹送迎保育ステーション、❺各種予防接種、❻北山会館使用料などが挙げられます。

これらの事業については、本指針に基づき一律に負担額の見直しを行うものではありませんが、行政サービスの提供に要する費用を明確にした上で、標準的な受益者負担額を把握し、今後の政策判断や事業のあり方を検討する際の基礎資料として活用していくことが重要です。

こうした背景を踏まえ、本市における使用料・手数料等の算定根拠や受益者負担割合、減免・免除の考え方等を明確化するとともに、行政サービスの提供に要する費用と受益者負担の関係を可視化し、統一的な基準に基づく受益者負担の適正化を図ることとします。

これにより、持続可能な財政運営を確保するとともに、市民間の負担の公平性を維持し、行政サービスに係る費用及び負担の透明性を向上させることを目的として、「受益者負担の適正化指針」を今般新たに策定するものです。

なお、本指針は、令和７年度に策定した「松戸市財政運営の基本方針」における実質単年度収支黒字化３か年計画（令和８年度から令和１０年度）の取組とも関連するものであり、また、「未来を見据えた財政戦略会議」における令和８年度の調査対象事業の一つにも位置付けられていることから、使用料・手数料等の現状把握及び見直しについて、速やかに着手することとします。

（参考１）使用料と手数料について

本指針による受益者負担金に係る定義は以下のとおりです。

使用料：公の施設を利用又は行政財産を目的外に使用した場合、条例に基づき徴収するもの。

手数料：地方公共団体が当該団体の事務で、特定の者のために提供する公の役務に対し、その対価として条例に基づき徴収するもの。

地方自治法（抄）

（使用料）

第２２５条　普通地方公共団体は、第２３８条の４第７項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第２２７条　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

2　本指針の適用範囲

本指針は、使用料・手数料並びにその他行政サービスに対し支払われる料金（以下「受益者負担金」という。）を適用範囲とします。ただし、次に掲げる受益者負担金については、適用を除外します。

（１）国や県の法令等により料金が決められているもの、又は全国の地方自治体で統一的な料金設定が望ましいとされているもの

これらは原則として、本市による統一的な原価計算及び受益者負担割合の設定になじまないものとして取り扱い、各法令等に定める基準等に基づき設定します。具体的な使用料・手数料等については以下のとおりです。

① 法令等により無償とされているもの
　小・中学校（学校開放は除く）、図書館など

② 国・県等の基準に基づき算定されるもの
　公営住宅使用料、障害児通園施設利用者負担金、診療報酬、市立高校の入学検査料、授業料など

③ 全国的な統一性が求められるもの
　地方公共団体の手数料の標準に関する政令により標準額が定められている手数料については、特段の事情がない限り政令に従うものとします。
　【例】戸籍事務手数料等

（２）行政財産目的外使用料など公有財産に関する条例等で定めているもの

土地や建物の貸付料としての性格が強い使用料は、本来の施設提供の目的外利用である場合が多く、行政サービスの提供に要する原価を基礎として算定する性格にはなじまないことから、土地や建物の価値や市場における同種の取引の状況を参考にする等、貸付料の算定方法に準じるように料金を設定します。

【例】行政財産目的外使用料、道路占用料等

（３）実費徴収負担金

実費徴収負担金（各種講座等参加料等）は個別に検討し、見直しを行います。検討の際、必要に応じて本指針を参考とします。実費徴収金は、手数料などのように地方公共団体が公権力に基づいて徴収するものではなく、私法上の契約関係に基づき実費を徴収するものです。条例・規則に基づか

ない各種講座等の参加料、各種図面の販売、機械・物品の貸与などのサービスは、特定の者が利益を受けることが明らかであることから、実費相当額は、原則として利用者が全額負担するものとします。ただし、事業の政策目的等により市が負担することが適当と認められる場合はこの限りではありません。

（４） 企業会計等、独立採算を基本として経営を行っている事業の収入等

地方公営企業である水道事業会計や下水道事業会計は、地方公営企業法の規定により公共性と経済性を発揮しながら、独立採算を基本として経営を行うこととされていることから、長期的な管理運営・経営計画に基づき料金を設定することとします。

【例】水道料金、下水道使用料等

3　本指針の基本的な考え方

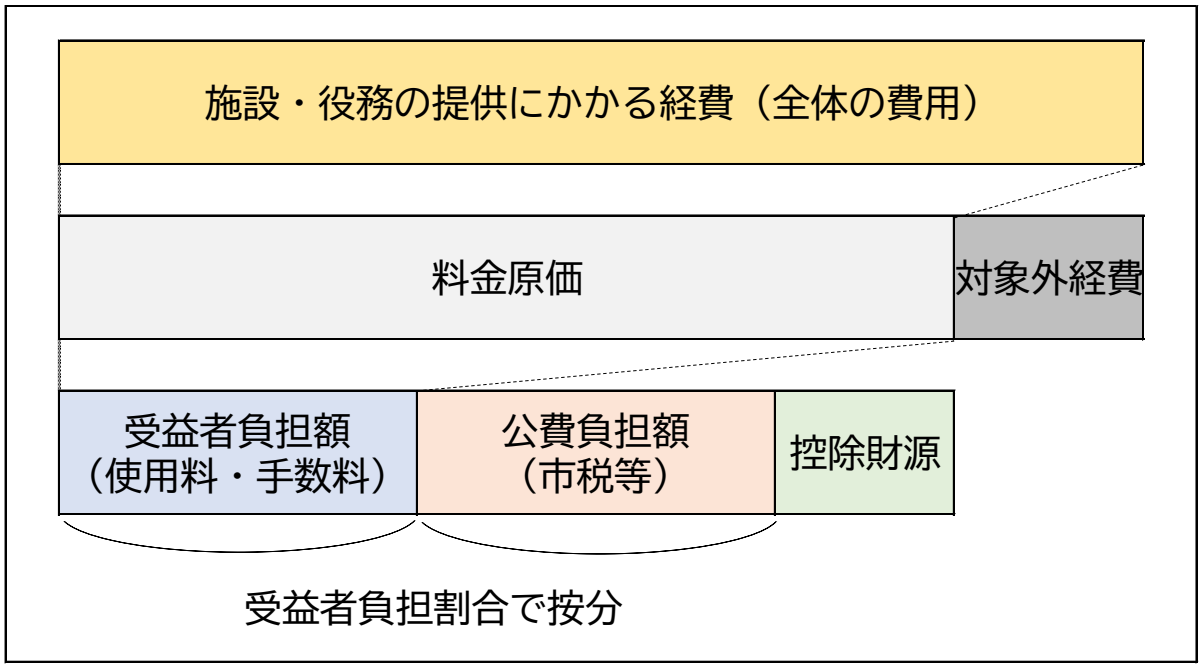
（１）　公平性の原則

市の施設運営管理や市が提供する行政サービスに伴い発生する費用は、補助金等や受益者負担金のほか、当該施設や行政サービスを利用する人、利用しない人双方の税金により賄われています（「図１　受益者負担額のイメージ」参照）。

このことから、負担の公平性を確保するため、施設の利用や行政サービスから得られる利益に応じ（応益）、その直接的な利用者に一定の負担を求める「受益者負担」を原則とします。

適切な受益者負担金を設定することにより、利用者負担と公費負担の公平性を確保するとともに、行政サービスの提供に要する費用と利用者負担との関係を明確にし、限られた財源の効果的かつ効率的な活用につなげるものとします。

図１　受益者負担額のイメージ



○　受益者負担割合

料金原価に対するサービス利用者（受益者）の負担割合のことであり、別添の「受益者負担割合算定スコアリングシート」により設定します。市に実施義務があるか否かの「公的関与の必要性の程度」の基準と、民間事業者によるサービス提供が可能か否かの「市場性」の基準により負担割合を設定するものです。

○ 料金原価

サービスの提供に必要な費用のうち、受益者負担の算定対象とする費用のことです。具体的には、人件費、物件費、補助費及び減価償却費などが該当します。

○ 対象外経費

土地購入費、緊急的な経費など料金原価に含まないもののことです。

○ 控除財源

サービス提供に要する費用から控除する国県補助金、寄附金その他の収入。

○ 受益者負担額

施設等の利用者が負担する使用料等の額であり、料金原価に受益者負担割合を乗じて算出する額を基本とします。

○ 公費負担額

サービス提供に必要な費用の財源として、サービス利用者（受益者）の負担以外の部分に充当する市税等の一般財源のことです。

（２） 算定根拠の明確化

行政サービスの受益者に理解と納得を得た適正な負担を求めるため、受益者負担金の計算方法は明確かつ簡素とし、市民に対してわかりやすく説明できるものであることが必要です。図１に示す「施設・役務の提供に係る経費（全体の費用）」を、対象外経費と対象経費（料金原価）に区分するとともに、対象経費（料金原価）の算定にあたっては、施設間や行政サービス間で負担に不均衡が生じないよう、共通の考え方及び算定方法を定めることとします。詳細は、「【別紙】受益者負担の適正化指針原価の算定方法」のとおりです。

（３） 受益者負担割合の設定

公共施設や行政サービスは、その目的や性質が多様であるため、一律の割合で利用者に負担を求めることはかえって公平性を損ねるおそれがあります。そのため、施設や行政サービスの目的・性質及び公的関与の必要性等を踏まえ、利用者負担と公費負担の割合を設定することとします。詳細は、「５受益者負担割合の設定」のとおりです。

（４） 効果的・効率的な行政サービスの提供

施設の運営管理やサービスの提供に要する費用を受益者負担金の算定基礎とすることを踏まえ、市は効率的な施設運営と行政サービスの提供

に努めるとともに、経費の節減に取り組むこととします。また、公共施設の有効活用や利用の平準化を図る観点から、利用実態や時間帯、曜日、季節等に応じた料金設定についても検討することとします。

（５） 定期的な見直し

定期的な見直しは、適正な受益者負担を確保するために必要不可欠です。社会経済情勢や利用実態の変化に的確に対応することは、市民間の負担の公平性を担保する上で重要です。このため、受益者負担金の見直し周期は、原則４年ごととし、物価変動や施設の利用頻度の変化に応じて、適切に調整します。また、施設・設備の更新等に伴う費用負担の変化や受益者間の公平性を踏まえ、速やかな見直しが必要と認められる場合には、随時見直しを行うこととします。

① 原価調査について

受益者負担金の適正性の確認をするとともに、行政サービスの提供に要する費用の削減に努めるため、毎年度決算確定後に各担当課による使用料等原価確認を実施します。また消費税率改定時には、改定影響額を把握します。

② 改定の対象について

現行の受益者負担金と、原価、基準額（原価×受益者負担割合）により算出した見直し後の受益者負担金を比較して「概ね±１０％」を超える乖離が生じている施設等については、原則、受益者負担金の見直しを行います。また、現在政策的に受益者に負担を求めないこととしている使用料等についても見直しを検討します。

見直しの考え方は以下のとおりとします。

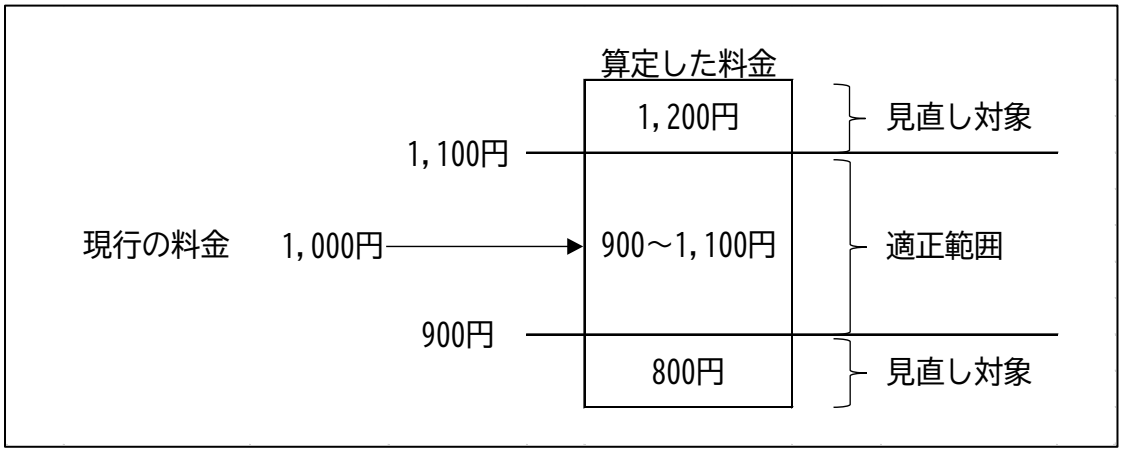
（ア）無料とした当時の社会的背景や政策的理由を踏まえ､現在においても無料とする必要性があるかを検証するとともに、施設本来の行政目的を改めて確認する。

（イ）新たに設備・備品等を導入した場合には、その維持管理に要する費用についても適切に把握し、必要に応じて受益者負担額への反映を検討することで、持続可能な施設運営を図る。

【例】冷暖房設備、夜間照明灯

（ウ）各施設の設置目的やこれまでの経緯、利用状況等を勘案しつつ、有料化に向けた見直しを行う。

図２　改定対象範囲（イメージ）



③ 指定管理者制度（利用料金制※）を導入している施設の場合

（ア）新たに指定管理者による利用料金制を導入する施設は、本指針に基づき原価計算及び受益者負担割合の設定を行い、適正な利用料金の水準を検討するとともに、必要に応じて指定管理料についても併せて検討するものとします。

利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものであり、その額は、当該施設の設置条例で定める範囲内で設定するものとします。

（イ）既に利用料金制を導入している施設の利用料金の見直しを行う場合は、本指針に基づく原価計算及び受益者負担割合を踏まえ、必要に応じて条例に定める利用料金の上限額及び指定管理料について、併せて見直しを行うものとします。

なお、既に指定管理者と基本協定を締結している施設については、協定期間中の料金改定が施設運営や指定管理者の収支に与える影響を踏まえ、原則として、次期指定管理期間の開始に合わせて見直しを行うものとします。ただし、社会経済情勢の著しい変化その他特別な事情がある場合は、この限りではありません。

※利用料金制

地方自治法第２４４条の２第８項の規定に基づき、指定管理者が施設の利用に係る料金を自らの収入として収受する制度。

4　受益者負担金の決定手順

受益者負担金は、原則として次の手順により決定するものとします。

原価計算
発生主義の考え方に基づき、行政サービスの提供に要する費用を把握し、料金原価を算定します。

受益者負担割合の設定
行政サービスの目的や性質、市場性及び公的関与の必要性等を踏まえ、適切な受益者負担割合を設定します。

民間及び周辺自治体との比較
算定した受益者負担額について、民間事業者や周辺自治体における同種・類似サービスの料金等と比較し、その妥当性を確認します。

その他調整項目の検討
市外利用者料金、利用時間帯、曜日、季節、営利利用等、施設の利用実態や設置目的に応じた料金設定について検討します。

激変緩和の考慮
受益者負担金の見直しに伴い利用者の負担が急激に増減することのないよう、必要に応じて激変緩和措置を講じます。

減免措置の検討
施設や行政サービスの性質及び一定の行政目的等を踏まえ、例外的に減額又は免除を行う場合について検討します。

受益者負担金の決定
上記の検討結果を踏まえ、受益者負担金を決定します。

5　受益者負担割合の設定

手数料（役務の提供）は、特定の者が利益を受けることが明らかであることから、原則として受益者が全額負担するものとします。

使用料（公共施設の利用等）は、受益者がその一部又は全部を負担するものとします。公共施設は、市民の日常生活に必要でありながら、市場原理のみでは提供されにくい施設から、特定の限られた市民が利益を享受し、民間においても類似の施設が存在するものまで、その性質が多岐にわたっています。このため、一律の受益者負担を求めることは、公平性の観点から適当ではありません。施設の性質や提供するサービスの内容に応じ、税などを財源とする公費により負担すべき部分と、利用者が負担すべき部分を設定します。

なお、受益者負担割合及び施設の性質別分類の考え方は、社会状況や利用実態等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

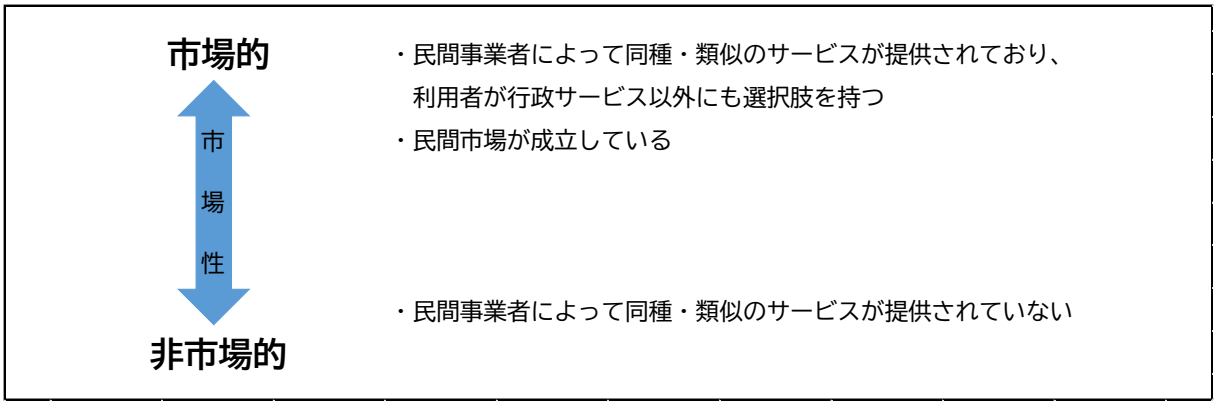
（１）施設の分類の考え方

受益者負担割合は、施設の目的や性質に基づき、「市場性の程度（民間事業者等による代替可能性）」と「公的関与の必要性の程度（市が主体的に実施する必要性）」の二つの観点を組み合わせて設定します。

①　施設に市場性があるか

民間事業者等により同種又は類似のサービスが提供されており、利用者が民間サービスを選択することが可能なものについては、市が公費により負担すべき必要性は相対的に低いものと考えられます。このため、市場性が高いサービスについては、受益者負担割合を高く設定することを基本とします。

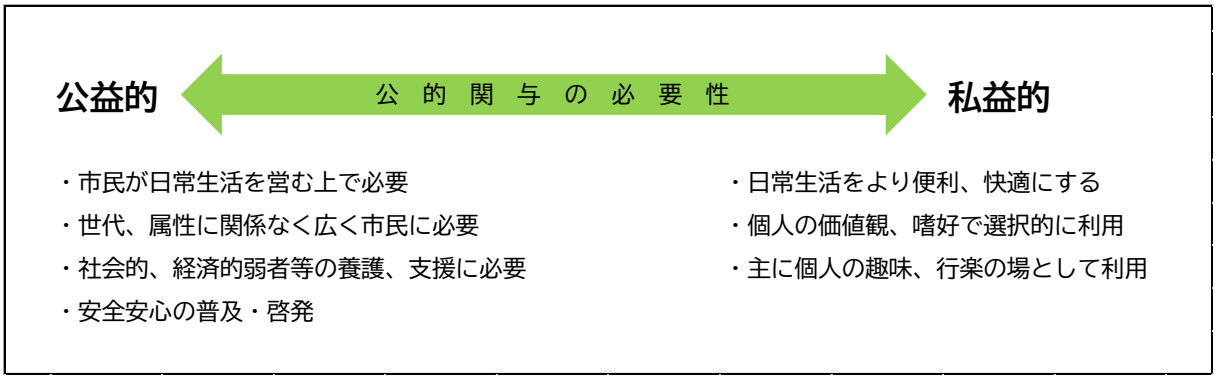
図３　市場性の程度



② 施設に公的関与が必要か

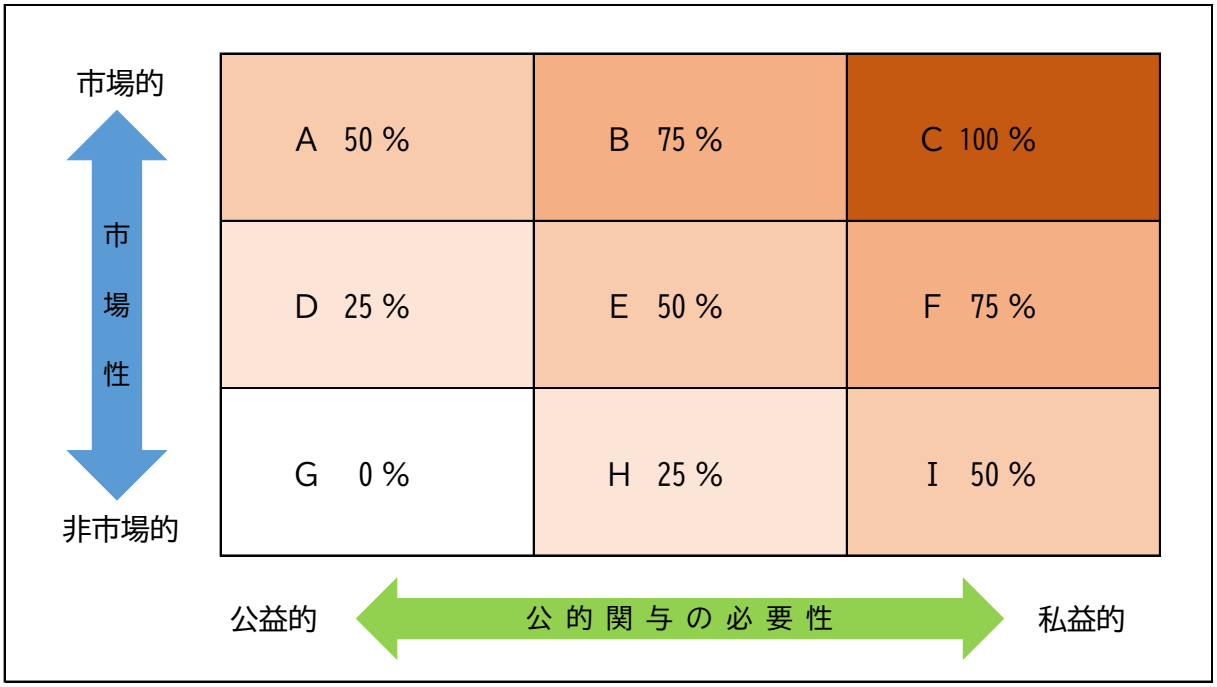
市民の安全・安心の確保や、健康で文化的な生活の維持など、市民全体の利益に資するサービスについては、市が主体的に関与する必要性は高く、より多くの公費により支えることが適当と考えられます。一方、個人の趣味・嗜好の充足など、主として利用者個人が利益を享受するサービスについては、公的関与の必要性は相対的に低く、受益者により多くの負担を求めることが適当と考えられます。

図４　公的関与の必要性の程度



（２） 公費負担と受益者負担の割合

公費負担と受益者負担の割合は、「市場性の程度」と「公的関与の必要性の程度」の二つの評価軸により施設又は行政サービスを分類し、下図の９領域のいずれかに区分し、その区分に応じて基本となる受益者負担割合を設定します。



なお、受益者負担割合は、上記の分類による基本割合を基準としますが、施設の設置目的及び機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較、その他の事情を踏まえ、必要に応じて個別に調整することができるものとします。

（３） 民間や周辺自治体の同種・類似の使用料等との比較

民間事業者や周辺自治体における同種・類似サービスの使用料等との比較を行い、類似するサービスと比較して著しく乖離した料金とならないよう留意するとともに、民間事業者の営利事業に過度な影響を与えないように考慮します。ただし、周辺自治体との料金比較のみを理由として必要な見直しを行わないことがないよう、原価や受益者負担割合を基本として総合的に判断するものとします。

（４） 激変緩和措置について

受益者負担金の見直しにおいては、利用者負担が急激に増減することのないよう、激変緩和措置を講じるものとします。原則として、従前の金額からの変動幅は５割を上限とし、必要に応じて定期的な見直し期間内に段階的な引き上げ又は引き下げを行うこととします。ただし、千円未満の料金については、料金水準や利用者への影響を考慮し、必要に応じて５割を超える見直しを行うことができるものとします。なお、具体的な見直し幅については、施設の設置目的、利用実態及び利用者への影響等を踏まえ、施設ごとに判断するものとします。

（５） その他の調整項目について

受益者負担金については、原価及び受益者負担割合を基本として設定するものとしますが、施設の設置目的や利用実態を踏まえ、市内・市外利用者の区分、利用する時間帯・曜日・季節・施設の立地条件、営利目的での利用などについて､必要に応じて料金差を設けることができるものとします。

① 市民料金と市外料金の区分

公共施設の管理運営には市税等の一般財源が充てられていることから、市民の利用機会を確保する観点や市外利用者の利用状況等を踏まえ、市外利用者の利用により市民の利用に支障が生じる場合又は市外利用者の利用割合が著しく高い場合には、市内利用者と市外利用者との間で料金又は予約方法等に一定の差を設けることができるものとします。

② 時間帯等による区分

（ア）時間帯別

時間帯によって管理運営コストや利用状況に一定の差がある場合には、利用の平準化や施設の有効活用を図る観点から、必要に応じて時間帯別の料金を設定することができるものとします。

（イ）曜日別

曜日によって利用状況や需要に一定の差がある場合には、利用の平準化や施設の有効活用を図る観点から、平日、土曜日及び日曜日・祝日等で料金に差を設けることができるものとします。

（ウ）季節別

季節によって管理運営コストや利用状況に一定の差がある場合には、利用の平準化や施設の有効活用を図る観点から、必要に応じて季節別の料金を設定することができるものとします。

③ 距離による区分

駅その他の交通拠点からの距離や立地条件により利用価値に差が生じる自転車駐車場及び駐車場等については、利用者間の公平性や利用実態を踏まえ、距離等に応じた料金を設定することができるものとします。

④ 通常利用と営利利用の区分

公共施設について、施設の設置目的に反しない範囲で、通常の利用形態とは異なる利用を認める場合には、必要に応じて通常利用と異なる料金を設定することができるものとします。また、営利・営業・宣伝を目的とする利用、商品の展示又は販売を伴う利用、興行等により入場料等を徴収する利用については、施設の設置目的及び利用による収益性等を踏まえ、原則として割増料金を設定するものとします。

（６） 減免措置について

受益者負担金については、それぞれの公共施設や行政サービスごとに、一定の行政目的の達成などのために減免措置が必要な場合があり、現行においても、条例や規則の規定により減免となる場合を定め、減免の取扱いを行っているところです。減免措置は、あくまで受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは「受益と負担の適正化」に反することとなりますので、公共施設や行政サービスの性格と、減免の対象となる場合とを

十分に検討し厳格に見直しを行うこととします。

① 受益者負担の原則の徹底

受益者負担の原則を徹底するため、減免制度については、受益者負担の原則に対する特例的な措置であることを明確にし、減免の範囲は、その目的及び必要性に照らして必要最小限とします。また、政策的な観点で行う減免についても、公的関与の必要性、非収益性、市の事務事業との関連性等については、社会経済情勢の変化によりその必要性が変化することから、減免措置が現在も必要なものであるか、また市の政策実現に寄与しているかを定期的に検証することとします。

② 減額・免除の基準

- 市又は市の機関が主催又は共催する事業に使用する場合
- 国又は地方公共団体その他これに準ずる公共的団体が、その行政目的を達成するために使用する場合
- 市の施策の推進又は公益上特に必要と認められる場合
- その他市長が特に必要と認める場合

なお、全施設共通の適用事由に加え各施設において減額・免除の対象を定める場合は、政策的・特例的措置として、施設の設置目的などから必要最小限の範囲で設定できるものとします。

③ 手数料の減額・免除の基準

- 市が公用のために手続等を行うとき
- 国又は地方公共団体が公用のために手続等を行とき
- 生活保護法により保護を受けている者から申請があったとき
- 法令等の規定により無料で取り扱うこととされているとき
- その他市長が必要と認めるとき

6　その他

本指針の策定に伴い、平成８年９月２日に策定された「補助金交付等に関する見直し指針　第２章　受益者負担の適正化」については、廃止するものとします。